

学校において予防すべき感染症一覧

<第一種>

感染症の種類	出席停止の基準
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウ イルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイル ス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで

<第二種>

感染症の種類	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した後、5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで。または 5 日間の抗菌薬療法が終了するまで。
麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5 日を経過し、かつ全身症状が良 好になるまで。
風しん	発疹が消失するまで。
水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで。

<第三種>

感染症の種類	出席停止の基準
コレラ	治癒するまで。
細菌性赤痢	治癒するまで。
腸管出血性大腸菌感染症	有症状者：医師において感染のおそれがないと認められるまで。 無症状病原体保有者：トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上は出席停止不必要。
腸チフス、パラチフス	治癒するまで。※トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上は出席停止不必要。
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで。
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで。

この他、第三種の「その他の感染症」として、○感染性胃腸炎、○サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、○マイコプラズマ感染症、○インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、○溶連菌感染症、○伝染性紅斑、ORS ウイルス感染症、OEB ウイルス感染症、○単純ヘルペスウイルス感染症、○帯状疱疹、○手足口病、○ヘルパンギーナ、OA 型肝炎、B 型肝炎、○伝染性膿痂疹（とびひ）、○伝染性軟属腫（水いぼ）、○アタマジラミ症、○カンジダ感染症、○白癬、特にトングランズ感染症 があります。